

観参第1123号
令和2年3月5日

都道府県旅行業担当課長 殿

観光庁参事官（旅行振興）
（公 印 省 略）

新型コロナウイルスに関する外務省感染症危険情報の発出について
（ロンバルディア州，ヴェネト州，エミリア＝ロマーニャ州）

イタリアでは、ロンバルディア州，ヴェネト州，エミリア＝ロマーニャ州の3州の感染者数（含，死者数）の大幅な増加が続いており、各国は当該地域への渡航延期勧告等を発出しております。

外務省は、このような状況も含め、様々な状況を総合的に勘案し、ロンバルディア州，ヴェネト州，エミリア＝ロマーニャ州に対して感染症危険情報をレベル2（不要不急の渡航は止めてください。）に引き上げました。

つきましては、当該地域や新型コロナウイルスに関する最新の関連情報を常に入手し、「企画旅行の実施における外務省海外安全情報への対応と考え方」を下に、同国へ渡航する場合には特別な注意を払い、万全の安全対策を徹底するとともに、当該地域への渡航を含むツアーを企画・催行している旅行業者に対しては、実施の可否について慎重な判断を行うとともに、手配旅行についても、旅行者に対し、外務省の感染危険情報を書面交付し、渡航の可否について慎重な判断を行うことを働きかけるよう、貴都道府県登録の旅行業者等に周知徹底願います。

なお、別添のように旅行業協会には周知しております。

<参考>

○外務省海外安全ホームページ（イタリア）

https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pchazardspecificinfo_2020T041.html#ad-image-0

○厚生労働省ホームページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

○企画旅行の実施における外務省海外安全情報への対応と考え方

http://www.jata-net.or.jp/membership/info-overseas/pdf/150805_mofanzn.pdf

お問い合わせ先 サイトマップ 日本語環境でない場合
文字サイズ変更 **小** **中** **大**

外務省
Ministry of Foreign Affairs of Japan

Facebook 友だち追加

国・地域別 目的別

ホーム 海外安全情報 海外旅行 海外出張／ビジネス 海外留学／海外修学旅行 海外生活

ホーム > 危険情報詳細

危険情報

本情報は2020年03月02日（日本時間）現在有効です。

イタリア北部3州に対する感染症危険情報の発出（レベル引き上げ）

「感染症危険情報」とは？

更新日 2020年03月01日



危険レベル・ポイント

【危険度】

●ロンバルディア州、ヴェネト州、エミリア＝ロマーニャ州
レベル2：不要不急の渡航は止めてください。（引き上げ）

感染がさらに拡大する可能性があるため、最新情報を入手し、感染予防に努めてください。

詳細

1 イタリアでは、1月30日、新型コロナウイルス感染者が2名確認され、2月中旬以降、イタリア北部のロンバルディア州、ヴェネト州及びエミリア＝ロマーニャ州を中心に、新型コロナウイルスの感染が拡大しています。我が国は、2月27日、これら3つの州に対し、感染症危険情報レベル1（十分注意してください）を発出しました。

2 イタリア政府は、ロンバルディア州内の10自治体、ヴェネト州の1自治体について、感染拡大防止のため、出入禁止等の措置を既に導入しておりますが、上記3州の感染者数（含、死者数）の大幅な増加が続いています。また、各国は当該地域への渡航延期勧告等を発出してきており、例えば、2月28日（米国時間）、米国国務省はイタリアへ渡航情報レベル3（渡航の再考勧告）を、米疾病対策センター（CDC）はイタリアへ旅行健康情報レベル3（不要不急の渡航延期勧告）を発出し、さらに、29日（米国時間）、米国国務省はロンバルディア、ヴェネト両州へ渡航情報レベル4（渡航中止勧告）を発出しました。

3 このような状況も含め、様々な状況を総合的に勘案し、ロンバルディア州、ヴェネト州及びエミリア＝ロマーニャ州に対する感染症危険情報をレベル2（不要不急の渡航は止めてください）に引き上げます。在留邦人及び渡航者の皆様におかれては、現地の状況が悪化する可能性も念頭に、現地の最新情報の収集と感染予防に万全を期してください。

【在留届及び「たびレジ」への登録のお願い】

海外渡航前には、万一来るに備え、家族や友人、職場等に日程や渡航先での連絡先を伝えておくようにしてください。3か月以上滞在する方は、緊急事態に備え、必ず在留届を提出してください。

(<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/index.html>)

また、3か月未満の旅行や出張などの際には、海外滞在中も安全に関する情報を随時受けとれるよう、外務省海外旅行登録「たびレジ」に登録してください。
(詳細は<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/index.html> 参照)

(問い合わせ窓口)

○外務省領事サービスセンター

住所：東京都千代田区霞が関2-2-1

電話：(代表) 03-3580-3311 (内線) 2902, 2903

(外務省関連課室連絡先)

○外務省領事局政策課 (海外医療情報)

電話：(代表) 03-3580-3311 (内線) 4475

○海外安全ホームページ：

<https://www.anzen.mofa.go.jp/> (PC版・スマートフォン版)

<http://www.anzen.mofa.go.jp/m/mbtop.html> (モバイル版)

(現地在外公館連絡先)

○在イタリア日本国大使館

住所：Via Quintino Sella 60, 00187 Roma

TEL：(+39)-06-487-991

FAX：(+39)-06-487-3316, (領事部専用) 06-4201-4998

ホームページ：https://www.it.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

○在ミラノ日本国総領事館

住所：Via Privata Cesare Mangili 2/4, 20121 Milano (MI), ITALIA

代表電話：(+39) 02-6241141

代表FAX：(+39) 02-6597201

(ミラノ市外局番02のゼロは付けたままダイヤルしてください)

ホームページ：

https://www.milano.it.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

戻る

法的事項 | プライバシー・ポリシー | ご意見・ご感想

Copyright © 2018 Ministry of Foreign Affairs of Japan

外務省 〒100-8919 東京都千代田区霞が関2-2-1 地図 電話 (代表) 03-3580-3311 法人番号 9000012040001